

市第35号議案

横浜市市税条例等の一部改正

横浜市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年9月6日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市市税条例等の一部を改正する条例

（横浜市市税条例の一部改正）

第1条 横浜市市税条例（昭和25年8月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第40条の2第1項中「本節及び附則第10条」を「この節」に改める。

附則第9条の4の次に次の1条を加える。

（平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に関する特例）

第9条の4の2 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第25条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。この場合における第26条及び第33条の4第1項の規定の適用については、第26条中「前条」とあり、第33条の4第1項中「第25条」とあるのは、「附則第9条の4の2」とする。

附則第10条を次のように改める。

第10条 削除

（横浜市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 横浜市市税条例の一部を改正する条例（平成20年6月横浜

市条例第28号)の一部を次のように改正する。

附則第5項及び第6項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。ただし、第1条中横浜市市税条例附則第9条の4の次に1条を加える改正規定及び第2条の規定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 2 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（横浜市市税条例第40条に規定する退職手当等をいう。）に係るこの条例による改正前の横浜市市税条例附則第10条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

提 案 理 由

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の制定に伴い平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税の均等割に係る税率の引上げを行うとともに、地方税法の一部改正に伴い退職所得の分離課税に係る所得割の額の特例を廃止する等のため、横浜市市税条例等の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市市税条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（分離課税に係る所得割の課税標準）

第 40 条の 2 前条の規定によって課する所得割（以下この節
本節及び附則
第 10 条において「分離課税に係る所得割」という。）の課税標準
は、その年中の退職所得の金額とする。

（第 2 項省略）

附 則

（平成 26 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人の市民税に関
する特例）

第 9 条の 4 の 2 平成 26 年度から平成 35 年度までの各年度分の個人
の市民税に限り、均等割の税率は、第 25 条の規定にかかわらず、
同条に規定する額に 500 円を加算した額とする。この場合にお
け
る第 26 条及び第 33 条の 4 第 1 項の規定の適用については、第 26 条
中「前条」とあり、第 33 条の 4 第 1 項中「第 25 条」とあるのは、
「附則第 9 条の 4 の 2」とする。

（退職所得の課税の特例）

第 10 条 削除
分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第 40 条の 2 及び
第 40 条の 3 の規定を適用して計算した金額からその 10 分の 1 に相
当する金額を控除して得た金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第 40 条の 6 及び第 40 条の
9 の規定の適用に当たっては、法附則第 7 条第 4 項の規定を適用
する。

横浜市市税条例の一部を改正する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

附 則

（第 1 項から第 4 項まで省略）

- 5 市民税の所得割の納税義務者が、平成 21 年 1 月 1 日から 平成 25 年 12 月 31 日 までの間に支払を受けるべき新条例附則第 10 条の 2 に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同条の規定にかかわらず、一部改正法附則第 8 条第 10 項及び第 11 項の規定を適用する。
- 6 市民税の所得割の納税義務者が、平成 21 年 1 月 1 日から 平成 25 年 12 月 31 日 までの間に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 37 条の 11 の 3 第 2 項に規定する上場株式等の譲渡（新法附則第 35 条の 2 の 2 第 2 項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第 32 条第 2 項の規定に該当する譲渡所得を除く。）に係る個人の市民税については、新条例附則第 13 条の 2 の規定にかかわらず、一部改正法附則第 8 条第 17 項及び第 18 項の規定を適用する。

（第 7 項から第 13 項まで省略）